

本人確認のお願い

平成20年3月に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(「犯罪収益移転防止法」)の定めに基づいて、お客さまの本人確認を実施させていただいております。

犯罪収益移転防止法の目的は、「特定事業者が顧客の本人確認等の措置を講じることにより、犯罪で得られた収益の移転を防止し、国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与すること」となっています。

そのため、一定のお取引をいただく場合は、本人確認のため所定の公的証明書が必要となります。この公的証明書がない場合は、原則、お取引をお断りさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(1)本人確認が必要な取引

- 貯金・定期積金の受入契約の締結、保護預りなどの取引を開始するとき
 - 新規で共済に加入するとき、共済契約による年金・満期共済金・解約返戻金等を受け取るとき
 - 200万円を超える大口の現金取引をするとき
 - 10万円を超える現金によるお振込、自己宛小切手の発行株式配当金領収書、持参人払い式小切手、銀行振出小切手による現金のお受け取りをされるとき
- (注)これらの取引以外にも本人の確認をさせていただくことがあります。

(2)確認事項

- 【個人】氏名、住所、生年月日等(本人以外の方が来店された場合は、その来店された方の本人確認をさせていただきます)
- 【法人】名称、本店(または主たる事務所)の所在地
来店された方の氏名、住所、生年月日

(3)本人確認書類

窓口で下記の本人確認書類のいずれか原本をご提示ください。なお、本人確認書類は氏名、住所、生年月日の記載があるものに限りです。

	お持ちいただくもの(原本)
個人 (※)	運転免許証 旅券(パスポート) 在留カード 住民基本台帳カード(写真付きのもの) 各種健康保険証 各種年金手帳 各種福祉手帳

	お持ちいただくもの(原本)
法人	登記事項証明書(登記簿謄本) 印鑑登録証明書など

(※)ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方の氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

主な本人確認書類は前記のとおりですが、他にも本人確認資料として認められている書類もありますので、詳しくはお近くのJA窓口までお問い合わせください。